パートナー解消の経済分析：準備的考察

今　井　亮　一*

概　要

本稿では、結婚の相性が、蜜月経過後に変化するモデルで、離婚に影響を与えると考えられる要因の変化がもたらす効果の、均衡分析ならびに厚生分析を行う。離婚を抑制するような外的環境の変化は、定常状態均衡における独身者を減らし、離婚とは無関係な安定既婚者を増やす。しかし、厚生基準として個人の事前効用を考える場合、離婚は常に効率的であり、離婚を抑制する要因は厚生上の損失を招く可能性が高い。この結論は、既婚者の比重をより大きく取った厚生基準のもとでは若干修正を迫られる。既婚者同士の出会いがある場合には、離婚される元の配偶者二人が被る損失を十分に考慮しなければ、離婚の便益を過大評価する恐れがある。

1　はじめに

昨今、進行する晩婚化と少子化が中長期的に我が国の経済発展を阻害すると深刻に懸念されている。人口減少が経済成長に与える影響を議論することは措くとしよう。しかし、本稿の問題意識との関わりで、少子化の原因をめぐる議論について若干言及したい。すなわち、夫婦が積極的に少産を積極的に選択することによって少子化が進行しているのか、それとも、初婚年齢が上昇することによる晩婚化が生物学的な出産可能期間を短縮させているので少子化が進んでいるとみるべきなのか、あるいはまたその両方なのか、という議論である。論者の多くは、既婚カップルが生涯にわたって出産する数は 2 前後と過去20年余り安定しているというデータに基づき、少子化の原因は主として晩婚化であると論じている（例えば山田（1995））。これに対し社会保障・人口問題研究所は、晩婚化、少産化の両方が複雑に絡み合って、少子化が進んでいるとの立場を取っている。

本稿では、夫婦が何人の子供を出産するかという問題には立ち入らず、結婚を経済問題とみなしてアプローチする個人的な試みの一部を披露したい。仮に結婚問題を経済学が貢献できる領域とみなすならば、どのような要因が結婚を抑制すると考えられるであろうか。例えば、結婚前の効用、例えば独身時代の所得や余暇の増加は、結婚の機会費用を高めるから結婚を抑制するであろう。結婚後の効用やパートナーとの相性に関する不確実性の増加は、結婚相手探しをすることのオプション価値を高めるから、結婚を遅らせる。さらに、結婚の相性が悪かった場合には離婚したくなろうが、慰謝料等の離婚コストが高ければ、結婚そのものの魅力が薄れて結婚に対し慎重になると考えられる。

このように結婚の意思決定に影響を与える経済的要因はいくつも考えられるが、本稿では、問題を限定し、慰謝料が離婚の意思決定に与える影響およびその経済厚生上の意義に考察を絞る。分析の実行可能性（tractability）を担保するために、結婚の相性の不確実性にもかかわらず離婚コストが高すぎるために結婚の魅力が低下するというチャンネルは、残念ながらモデルから排除されている。代わりに、結婚当初は「蜜月（honeymoon）」であり効用は高いが、それが何らかのショックによって上昇するか低下することによって、安定した結婚と不安定で離

*　名古屋商科大学総合経営学部、〒470–0193、愛知県日進市米野木三ヶ峯 4–4、e-mail: imryoichi@nucba.ac.jp
homepage: http://opinion.nucba.ac.jp/~imryoichi

婚に至る結婚とに分かれていくメカニズムを分析する。蜜月後の結婚は、三つのパターンに分類できる。もっとも理想的なのは、相性が改善して効用が蜜月時以上に高まり、最早、離婚など決して考えない安定結婚へと推移してゆく場合である。これに対し不幸なのは、相性が急低下して結婚しているぐらいなら独身の方が余程ましという場合である。この時、夫婦は合意の上で離婚を選択し、その結果、慰謝料は支払われない。しかし、最も問題なのは、前二者の中間的な場合、すなわち離婚したいほど夫婦仲は悪くないが、もしもっといい相手が現れたら今の配偶者とは別れて新しい人と結婚したい、という場合である。この場合は、新しいパートナーを見つけて離婚を申し出たほうが、離婚の帰責事由を作ったとみなされて慰謝料の支払いを求められる。実社会では、「不倫」の結果、離婚となった場合に慰謝料を支払うのは当然とみなされる。しかし、経済学は必ずしもそうは考えない。そもそも、「不倫」をしたのは現在の配偶者との相性が悪いからであり、行き詰まった関係は清算して、新しいパートナーとの生活をスタートしたほうが社会的には望ましいと考えることも出来る。しかし、大きすぎる慰謝料の支払いは、個人にとっての離婚の利益を低下させるから、社会的には望ましい離婚も、私的自治の原則の下では実現しない可能性も出て来る。この場合、離婚される側を過度に法的ないし制度的に保護することは、社会的に望ましくない。

結婚の経済学的分析は、Becker（1983）の記念碑的仕事を嚆矢として、枚挙にいとまがない。しかし、結婚市場の動態的構造分析には、まだそれほど決定的なパラダイムは築かれていないといってよい。Mortensen（1988）は、この分野の先駆的な仕事である。その中で、彼は次のようなモデルを提案している。結婚市場は、摩擦のある分権的な市場である。独身者同士、または独身者と既婚者が出会い、結婚の相性を決めるくじを引く。既婚者同士の出会いはない。実際問題として、既婚者同士が「不倫」をすることはかなり難しいと考えられているのであろう。引当てた相性が留保水準を上回れば彼らは結婚する。ここで Mortensen は、次のように論ずる。既婚者と独身者が出会い、結婚する場合、社会的には必ず厚生の改善をもたらすはずである。前の配偶者は離婚されるが、この離婚と新たな結婚の前後で、二人の既婚者と一人の独身者がいることに変わりはない。新しい相性は古いカップルのそれよりも良いはずだから、全体として経済厚生は改善しているというわけである。仮に慰謝料が支払われる場合であっても、それは単なる所得移転であって社会全体ではコストではないから、厚生上の損失をもたらすことはない、というのである。

しかし、Mortensen の議論は、出会いのパターンや厚生基準を変更することによって修正を余儀なくされる。例えば、Burdett, Imai, Wright（2000）は、既婚者同士の出会いも有り得る、より一般的なモデルによって、パートナーシップの解消が社会的に見て過大であることを示した。また厚生基準を独身者の価値に求めれば、結婚後もできるだけ相手探しを続けたほうが事前的に望ましい。さらに、Mortensen のモデルでは見逃されているが、慰謝料の存在が経済厚生に影響を与えないのは、パートナー間に非対称性がなく、慰謝料金額が交渉によって決まる場合のみである。制度的に定められた正の慰謝料は、離婚のコストを高めるから、既婚者は相手探しを早々とあきらめ、その結果、社会的に望ましい離婚も実現しなくなるおそれがある。

本稿のモデルは、形式的には、Mortensen and Pissarides（1994）の労働市場モデルに「在職中職探し（on-the-job search）」を取り入れたものに近い。既婚者同士の出会いの可能性を考慮しているので、厚生基準の取り方によっては離婚によって社会的な損失が発生することもありうるが、分析の実行可能性上の必要から、個人の事前厚生、すなわち独身者の価値を厚生基準としたので、離婚は常に効率的である。正の慰謝料の存在は、離婚の私的コストを高め、経済厚生を改善する効率的な離婚を抑制してしまう。この結論の原動力は、慰謝料は個人にとってはコストだが、要するに所得移転にすぎず社会的にはコストでないということに尽きる。本稿では、意思決定分析にとどまらず、離婚に影響を与える要因が、定常状態均衡における独身者や新婚者、ベテラン既婚者の人口分布に与える影響をも考察している。離婚を抑制すると思われる要因、例えば慰謝料の増加や蜜月効用の低下は、独身者や不安定な既婚者の人口を減らし、安定既婚者の人口を増やす。しかし、このことは必ずしも経済厚生上望

ましいとは限らない。単に、離婚のコストをおそれ、いやいやながら現状の配偶者に満足している人々を増やしているにすぎないかもしれないからである。

本稿の構成は以下のようになっている。まず、次節ではモデルを提示し、均衡と経済厚生分析を特徴付ける。引き続き第三節では、モデルを現実に近づけるような仮定を付け加えることによって、結論がどのように修正されるかを論ずる。結語は第四節で与えられる。

2　モデル

時間は連続的である。無数の男性と女性がいる。男女の人口は等しい。各個人は、独身か、または結婚している。同性同士の結婚はないとする。独身の個人はすべて同質であり、単位時間あたり b の効用を得る。独身者にとって、結婚のチャンスは、単位時間あたり p_v の率で巡ってくる。結婚すると、カップルは $2m$ の単位時間効用を共有するが、これは分配可能（transferable）であり、各個人は、異性という以外は同質なので、それぞれ m の単位時間効用を享受する。m を、「蜜月効用（honeymoon utility）」と呼ぶことにしよう。夫婦には、単位時間あたり μ の率で、夫婦の相性が確率変数 $x \in [0, \bar{x}]$ に変化するハザードが到来する。ただし、x の分布関数、密度関数はそれぞれ $F(x)$, $f(x)$ で与えられる。すなわち、蜜月効用はすべての夫婦に等しく共通であるが、蜜月後の相性は、夫婦によって異なると仮定するのである[1)]。このとき、相性 x のもとでの結婚状態の価値が独身状態のそれを下回るならば、二人は離婚を選択するであろう。この場合、離婚原因を夫婦のどちらか一方に帰することはできないから、お互いに相手に対し所得移転をすることなく、二人は別れる。これに対し、結婚状態が二人にとって独身状態よりも望ましいならば、二人は夫婦を続ける。ここで、問題を興味深くするため、第三の個人（独身者または既婚者）がこの夫婦の前に、単位時間あたり p の率で登場することにしよう。夫婦のどちらかがこの独身者と結婚すれば、その新しい夫婦は m の効用を享受する一方、残された元の配偶者は独身者となる。しかし、この場合、元の夫婦の夫（または妻）は、別れる妻（または夫）に対し、y を（慰謝料として）所得移転しなければならない。

ここで、p, p_v は、一般には等しくない。例えば Mortensen（1988）は、独身者同士、および独身者と既婚者の出会いはあるが、既婚者同士の出会いはないと仮定している。この場合、既婚者が新たな結婚相手と出会う確率は、独身者が結婚相手と出会う確率よりも小さい、すなわち、$p < p_v$ となる。確かに、既婚者同士が知り合い、結婚にまで関係が発展するというのは、一見、稀なケースであるように思われる。これに対し、既婚者同士の出会いも、独身者同士および独身者と既婚者の出会いと同じ頻度で起こる場合には、$p = p_v$ となる。

以上の状況を Dyanamic Programing を用いてモデル化しよう。人々は将来を瞬間割引率 r で割り引く。まず、独身者の価値 V は、次のような Bellman Equation によって記述される。

$$rV = b + p_v \quad \max\{J_m - V, 0\} \tag{1}$$

ここで、新婚者の価値 J_m は次のように書ける。

$$rJ_m = m + \mu \int_0^{\bar{x}} (\max\{J(x), V\} - J_m)\, dF(x) \tag{2}$$

相性のショックが生じた時、新婚者が結婚を継続するか、離婚するかは、次のような「留保相性（reservarion match quality）」戦略によって決まる。すなわち、

1）トルストイは、『アンナ・カレーニナ』において、いみじくも、「幸福な家庭は皆同じように幸福であるが、不幸な家庭はそれぞれ異なって不幸である」と述べている。

結婚を継続する（つまり、$J(x)$を選ぶ）if　$x > x_R$
離婚する（つまり、Vを選ぶ）　　if　$x \leq x_R$

ただしここで、x_Rは、

$$J(x_R) = V \tag{3}$$

を満たす。すると、J_mを次のように書きかえることができる。

$$rJ_m = m + \mu(V - J_m)F(x_R) + \mu\int_{x_R}^{\bar{x}}[J(x) - J_m]\,dF(x)$$

ベテラン既婚者の価値$J(x)$は次のようになる。

$$rJ(x) = x + p\max\{J_m - J(x) - y, 0\} + pq[V - J(x) + y] \tag{4}$$

ただしここで、qは次のように決まる。

$$q = \begin{cases} 1 & \text{if } J_m - J(x) - y > 0 \\ 0 & \text{overwise} \end{cases}$$

ここで、ベテラン既婚者が現在の配偶者と他のパートナーとの間で無差別になる相性のレベルx_Qは、

$$J_m - J(x_Q) - y = 0 \tag{5}$$

によって定義される。x_Qを、「安定相性水準」と呼ぶことにしよう。
すると、ベテラン既婚者の価値は次のように書ける。

$$\begin{cases} rJ(x) = x + p[J_m - J(x) - y] + p[V - J(x) + y] & \text{if } x < x_Q \\ rJ(x) = x & \text{if } x \geq x_Q \end{cases} \tag{6}$$

式（6）を踏まえると、J_mは次のように書きかえることができる。

$$rJ_m = m + \mu(V - J_m)F(x_R) + \mu\phi(x_Q, x_R) \tag{7}$$

ただしここで、

$$\phi(x_Q, x_R) = \int_{x_R}^{x_Q}[J(x) - J_m]\,dF(x) + \int_{x_Q}^{\bar{x}}\left(\frac{x}{r} - J_m\right)dF(x) \tag{8}$$

以下では、独身者は必ず結婚を選択する、すなわち、$J_m - V > 0$が満たされる状況を仮定する。
このとき、

$$rV = b + p_v(J_m - V) \tag{9}$$

均衡は、式（3）、（5）、（6）、（7）、（9）を満たす価値関数と留保相性の組み合わせ$\{V,\ J_m,\ J(x),\ x_Q,\ x_R\}$である。若干の操作の後、$\{x_Q,\ x_R\}$は次の二式によって決まる。

$$\frac{(r + p + p_v)[m + \phi(x_Q, x_R)] - [r + \mu F(x_R) + p_v]x_Q + [\mu F(x_R) - p]b}{[r + \mu F(x_R) + p_v](2p + r)} = y \tag{10}$$

$$(p - p_v)[m + \mu\phi(x_Q, x_R)] + [r + \mu F(x_R) + p_v]x_R - [r + \mu F(x_R) + p]b = 0 \tag{11}$$

もし、$p = p_v$ならば、(11) は、$x_R = b$に帰着する。言い換えれば、もし、既婚者と独身者の間で、新たな出会いの確率の大きさに差がなければ、蜜月時よりも相性が悪化したカップルであっても、少なくとも独身時よりも

ましな瞬時効用（instantaneous utility）さえ得ることができれば、結婚継続を選択することがわかる。以下では、この場合に考察を絞り、分析を大いに単純化する。

すると、我々は次の結果を得る。

命題１：離婚慰謝料yの増加は、安定相性水準x_Qを減少させる。蜜月効用mの増加は、安定相性水準x_Qを増加させる。すなわち、

$$\frac{dx_Q}{dy}<0, \qquad \frac{dx_Q}{dm}>0$$

命題１の証明：$\Gamma(x_Q)$を次のように定義する。

$$\Gamma(x_Q)=\frac{(r+p+p_v)[m+\phi(x_Q,x_R)]-[r+\mu F(x_R)+p_v]x_Q+[\mu F(x_R)-p]b}{[r+\mu F(x_R)+p_v](2p+r)}$$

すると、均衡は、$\Gamma(x_Q)=y$によって決まる。ここで、

$$\frac{\partial\phi(x_Q,x_R)}{\partial x_Q}=J(x_Q)-\frac{x_Q}{r}<0$$

であるから、直ちに、$\frac{dx_Q}{dy}<0$がしたがう。また、$\frac{d\Gamma(x_Q)}{dm}>0$から、$\frac{dx_Q}{dm}>0$が帰結する。証明終わり。

命題１の内容は、きわめて納得できるものであろう。離婚慰謝料の増加は、離婚原因を作った側にとって離婚コストの増加を意味するから、少々、現在の結婚に不満がある場合でも、新しい相手が現れたからといって、あえて現在のパートナーとの離婚を選択する誘引は小さくなる。これに対し、蜜月効用の増加は、新たな結婚の魅力を高めるから、離婚を促進する。

それでは次に、出会い確率および結婚人口の決定を考察しよう。ここでは引き続き、$p=p_v$となる場合を考察するが、これを帰結させる仮定は、未婚者も既婚者も同一の確率で潜在的パートナーと出会えるということである。ここでは、サーチ理論による労働市場分析において通常そうであるように、収穫一定、あるいは同じことだが、一次同次の出会い関数（matching function）を仮定しよう。すると、同性間の結婚がなく、各個人が男女であることの他には同質である場合には、各個人の出会い確率は、市場にどれだけの求婚者がいるかにかかわらず、等しく一定となる。なぜなら、一見、求婚者が増えると潜在的に出会える相手の数が増えるように見えるが、実際には求婚者の増加は混雑効果を発生させるので、全体としては出会い確率は常に一定となる。これが、一次同次の出会い関数を仮定するということの意味である。したがって、我々は、内生変数である出会い確率pを、単なるパラメーターのように扱うことができる。

結婚人口および未婚人口は、通常の定常状態計算（steady state accounting）によって求めることができる。以下では、新規参入人口をe、未婚人口をN_0、蜜月人口をN_1、離婚可能性人口をN_2と、それぞれ書くことにする。すると、定常状態は、次の関係式を満たす。

$$\begin{aligned} e+\mu F(x_R)N_1+pN_2 &= pN_0 \\ pN_0+pN_2 &= \mu N_1 \\ \mu[F(x_Q)-F(x_R)]N_1 &= 2pN_2 \end{aligned}$$

これを解いて、定常状態は次のように得られる。

$$N_0=\frac{e}{2p}+\frac{e[1+F(x_R)]}{2p[1-F(x_Q)]} \qquad N_1=\frac{e}{\mu[1-F(x_Q)]} \qquad N_2=-\frac{e}{2p}+\frac{e[1-F(x_R)]}{2p[1-F(x_Q)]} \tag{12}$$

ここで、$F(x_Q)$はyおよびmの関数であることに注意されたい。命題１を利用すると、次の結果が容易に導かれる。

命題２：離婚慰謝料yの増加は、未婚者人口N_0、蜜月人口N_1、および離婚可能性人口N_2をすべて低下させる。蜜月効用mの増加は、正反対の効果を持つ。すなわち、

$$\frac{dN_0}{dy},\frac{dN_1}{dy},\frac{dN_2}{dy}<0 \qquad \frac{dN_0}{dm},\frac{dN_1}{dm},\frac{dN_2}{dm}>0$$

この結果の意味は明瞭であろう。離婚慰謝料や蜜月効用の変化によって引き起こされる安定相性水準の変化は、安定結婚以外の人口に対し、一意の影響をもたらす。そしてその影響の方向は自然なものである。離婚慰謝料の増加や蜜月効用の低下は、安定相性水準を引き下げてカップルを離婚しにくくするとともに、結婚相手を探している不安定な人口を低下させる。

以上我々は、個人の立場から見て離婚を抑制すると思われる外生変数の変化が、そのまま素直に経済全体に波及して未婚者や不安定なカップルを減少させることを確認した。続いて、このような均衡の性質を経済厚生の観点から評価してみよう。

経済厚生ついては、様々な基準を考えることができる。例えば、ベンサム基準は、各経済主体の価値を合計したものを、厚生評価の基準とするものである。これに対してロールズ基準は、経済の中で最も劣悪な状態にいる者の厚生に注目するものである。どの厚生基準を用いるかは、すぐれて価値判断の問題であり、どの基準が最も優れているということを直ちに決めることはできない。

具体的には、ベンサム基準は、独身者、蜜月カップル、離婚可能カップル、安定カップルの価値を、それぞれの人口をウェイトとして加重平均した指数である。しかし、このモデルでは、安定カップルの人口は無限に増えつづけるから、厚生基準としてこの指数を用いることはできない。そこでここでは、ロールズ基準を用いることにしよう。この場合、それは未婚者の価値、Vである。すべての個人は、結婚マーケットに必ず独身者として初めて参入する。したがって、独身者の価値Vは、すべての経済主体にとっての事前厚生（ex-ante welfare）でもある。計算の便宜のため、ロールズ基準をrVとしよう。次のように定める。

ところで、rVの誘導形はきわめて複雑となる。そこで単純化のため、利子率$r=0$の場合に考察を限定しよう。ロールズ基準は次のようになる。

$$rV=\frac{\int_{x_Q}^{\bar{x}} x\,dF(x)}{\int_{x_Q}^{\bar{x}} dF(x)}$$

ロールズ基準を最大化する安定相性水準x_Qは、これを微分してゼロとおくことによって得られる。一次導関数は次のように与えられる。

$$\frac{d(rV)}{dx_Q}=\frac{f(x_Q)\left[\int_{x_Q}^{\bar{x}}(x-x_Q)dF(x)\right]}{[1-F(x_Q)]^2}\geq 0$$

明らかに、この値は非負である。これは次のような意味を持つ。独身者にとって、結婚の相性は高ければ高いほどよい。また、現在独身なので、既婚から独身に転落することによる損失は意識されない。将来のことを全く割り引かない（$r=0$）上、探索費用はゼロなので、結婚後もよい出会いの機会があればできるだけ利用すべきである。結局、際限なく相手探しを続けるのが最適となる。離婚費用yは、事前においてコストではない。離婚を言い出すのが自分であれば支払わなければならないが、相手が言い出せば自分は受け取る立場になる。それぞれが起こる確率は半々であり、個人は危険中立であるから、離婚費用yをコストとして考慮する必要はない。

ここで、比較のため、均衡で決まる安定相性水準を明示的に求めてみよう。やはり、割引率が正の場合は明示的な解を求めるのが難しい。$r=0$の場合を求めれば、蒸気の厚生基準との比較にとって十分である。(8) を明示的に求め、(10) に代入し、$r=0$を代入することによって、次を得る。

$$\frac{\int_{x_Q}^{\bar{x}}[2x-x_Q-b]f(x)dx}{2p[1-F(x_Q)]}=y \tag{13}$$

この解が$\bar{x}$より小さいことは明らかである。すなわち、慰謝料が正の場合、既婚者は相性が上限$\bar{x}$より有意に低いところで相手探しを停止する。また、その水準は社会的に望ましい水準より低い。すなわち、正の慰謝料の存在は、社会的に見て過剰に離婚を抑制している。以上を命題としてまとめておこう。

命題３：割引率をゼロとする。経済厚生評価基準を個人の事前厚生、すなわち独身者の価値とした場合、既婚者は、際限なく相手探しを続けることが望ましい。これに対し、市場均衡では、既婚者は上限より有意に低い相性水準で相手探しを停止する。すなわち、正の慰謝料の存在は、離婚を社会的にみて過剰に抑制している。

３　現実とモデルの間にはどれだけ距離があるか

以上の分析は、離婚慰謝料の増加や蜜月時の効用の低下が、既婚者が相手探しをやめる相性水準（安定相性水準）を引き上げ、離婚を抑制し、安定既婚者人口を増加させ、独身者人口を引き下げることを示した。一見、これらの効果は望ましい限りに見える。しかし、個人の事前厚生、すなわち独身者の厚生を社会的厚生基準とする場合には、正の慰謝料の存在は離婚を社会的にみて過剰に抑制していることが示された。これは、衝撃的とも言える結論であるが、ある意味では当然と言える。結婚は安定していればよいというものではない。相性が悪く、本当は離婚したいのだが、離婚のコストが大きすぎるので離婚をためらっているカップルは多いと思われる。慰謝料は、支払う側にとってはコストであるが要するに所得移転にすぎず、社会的にはコストでない。

しかし、以上の議論は現実との間に相当の距離のあるモデル分析に基づいており、制限的に解釈する必要がある。そこで以下では、分析により現実的な環境を加えていった場合、結論に対しどのような修正が行われるべきかについて議論したい。

まず、割引率が正であるとしよう。この場合、際限なく相手探しを続けることは、事前厚生基準からみても最適でない。したがって、最適な安定相性水準は、上限$\bar{x}$ではない。しかし、この変更の下でも、離婚を慰謝料等によって抑制することは、事前厚生基準から見て好ましくないと思われる。なぜなら、既婚者が均衡で選択する安定相性水準もまた、正の割引率によって低下すると考えられるからである。

次に、厚生基準として蜜月を終えた既婚者の価値を採用することにしよう。これによって、離婚されて独身者に転落する側の損失を、相手探しを継続することの社会的コストとして考慮しなければならなくなる。なぜなら、本稿のモデルのように既婚者同士の出会いを許容する場合には、離婚成立以前には四人の既婚者がいたが、離婚成立後には二人の既婚者と二人の独身者となり、離婚された二人の価値の下落は大きいと考えられるからである。しかし、離婚慰謝料が個人にとってはコストだが、社会的にはそうでないという基本的性質は変わらない。したがって、社会的にみて離婚が過剰に抑制されるという性質は、緩和されるが依然として妥当する可能性が高い。

第三に、蜜月後の離婚の原因が新しいパートナーとの出会いである、という前提を変えてみよう。以上のモデルでは、結婚の効用が独身状態を下回れば離婚が成立するが、この場合には双方合意の上での訣別であり、慰謝料が支払われることはない。相性の悪化は、パートナーのいずれの側にもそのように理解されるが、そうなるのは、このモデルでは、相性の認識はパートナー間で等しく共有されるからである。例えば、この結婚は夫にとって不幸だが、妻にとっては幸せであるというような、「よくある事態」は、この分析では考慮の範囲外である。実際の離婚は、いわゆる「不倫」によって引き起こされるよりも、「性格の不一致」や「人生観の違い」といった表現で表されるような、結婚の相性の評価の夫婦間での食い違いによって起こる場合のほうが多いと思われる。この場合は、通常、相手よりも低く相性を評価している側が離婚を申し出ることによって、離婚の帰責事由のある

側と法的に認定され、慰謝料を支払わされる。あるいは、法的手続き以前に、離婚したいばかりに必死で慰謝料を積むということになる。このような現実の事態の分析をするには、以上のモデルはきわめて不適切である。相性の認識が、パートナー間で食い違うことを考慮に入れたモデルを組み立てる必要がある。これによって、特に新たなパートナーとの出会いなくして、夫婦の一方が積極的に独身者を選択するために慰謝料を支払うという事態が分析できることになる。そのようなモデルでは、上記の分析はどのような変更を迫られると予想されるか。本格的な定常均衡分析は別の機会に譲るとして、ここでは、各状態の価値が所与である場合の意思決定の簡単な分析を試みる。

引き続き、慰謝料を所与としよう。夫にとっての結婚の効用をx、妻にとってのそれをzとする。$x<z$を仮定しよう。簡単化のため、独身の瞬間効用bは男女共通とする。$x<b<z$を仮定しよう。すなわち、夫は離婚を望んでおり、妻は結婚継続を望んでいるから、二人の意思は一致しない。ここで、通常想定されるように、離婚を一方的に申し出れば直ちに離婚が成立するのではなく、離婚は両者の合意にのみ基づいて成立するとしよう。夫が離婚を申し出て成立すれば妻は損失を被るから、彼は慰謝料yを支払わなければならない。夫が離婚によって得る利益が正であれば、すなわち $V-J(x)-y>0$ が成り立つならば、夫は離婚を申し出る。一方、妻が離婚によって得る「利益」が正であれば、すなわち $V-J(z)+y>0$ が成り立つならば、妻もまた離婚を承諾するであろう。両条件が成立するための一つの必要条件は、

$$2V-J(x)-J(z)>0 \tag{14}$$

である。ここで問題となるのは、社会的には離婚を認めるべきかどうかである。社会的に離婚が望ましいのは、夫婦のそれぞれが離婚によって得る利益の和が正である場合である。それは、(14) が成り立つ場合に他ならない。逆に言えば、(14) が成り立つ場合には、離婚は社会的に望ましい。しかし、条件 (14) は離婚が私的に選択される必要条件にすぎない。離婚が選択されれば、それは社会的に必ず望ましいが、社会的に望ましい離婚が、常に私的に選択されるわけではない。すなわち、慰謝料の存在が、社会的に望ましい離婚を過剰に抑制している可能性がある。この結論は、独身の男女に非対称性を導入しても変らない。例えば、男女間で独身効用bが異なる場合であっても、合意によって成立する離婚は常に社会的に望ましく、慰謝料の存在が社会的に望ましい離婚を抑制する可能性は同じである。

離婚ルールを変えてみよう。離婚したい方が一方的に離婚を言い渡せば、離婚が成立すると仮定する。夫が結婚に不満であり、$V-J(x)-y>0$ が成り立つならば、離婚は成立する。問題は、妻が離婚に反対している場合である。すなわち、$V-J(x)-y>0$ は成立しているが、同時に$V-J(z)+y<0$である場合に、離婚が社会的に望ましいかである。この場合、答えは容易でない。慰謝料が離婚を過剰に抑制するのとは反対に、社会的に望ましくない離婚が私的に選択されてしまうという意味で、離婚が過剰になる可能性も排除できない。

第四に、夫婦間の非対称性に加え、慰謝料がモデルの中で内生的に決められるとすればどうなるであろうか。通常、慰謝料は離婚協議に入ってから交渉によって定められるのが普通であろう。交渉力が均等であれば、離婚によって当事者に発生する余剰を均等化するように慰謝料は定められる。すると、交渉によって慰謝料は、

$$y=\frac{J(z)-J(x)}{2}$$

と決まることがわかる。これから、夫婦の間で結婚の相性について認識の食い違いがなければ、慰謝料はゼロとなることがわかる。夫婦が「同床異夢」であるからこそ、正の慰謝料を支払わなければならなくなるのである。

第五に、離婚の費用が慰謝料のような単なる所得移転ではなく、実質的な効率の損失を発生させる場合を考えよう。例えば、離婚する夫婦に子供がいるような場合をどう考えるべきか。慰謝料とは別に、子供を引き取る側が養育費を受け取る場合、これは離婚の効率性を損なわない。子供は社会の財産であり、養育費が支払われない

ことによってその成長が損なわれるような場合には、それこそ社会の損失である。そもそも養育費は離婚の有無に関わらず支出されるべき費用であり、離婚の効率性とは関係ない。問題は、離婚によって、金銭的に補償できない損失が発生する場合である。例えば、子育てには、父母が揃った家庭が不可欠であるという伝統的家族観の理想は、いまだに強力である。離婚することによって、お金を支払うだけでは解決できない損失が発生する場合には、慰謝料を高めることによって離婚を抑制することが、効率的な資源配分を実現することもありうる。

最後に、以上のモデルを、結婚ではなく労働市場のモデル、すなわち企業と労働者の雇用関係として考えてみよう。通常、労働者が「一身上の都合」で退職する場合でも、退職金が支払われる。これは、労働者が自己都合で雇用関係を終了させるのであるから、損失を被るのは企業のように見えるが、実際には、本来、定年時にもらうべく積みたてている退職金の大部分を失うという形で、労働者が慰謝料を支払っているとみることもできる。とすれば、企業が現在払っている退職金は安すぎて、社会的に望ましい離職を抑制している可能性がある。もしそうだとすれば、よりたくさんの退職金を支払うことによって、社会的に望ましい離職を促進する可能性もあるということである。従来、我が国の、とりわけ大企業の雇用慣行では、途中退社すると退職金・年金が著しく不利になることをむしろ利用して、企業が労働者の定着をはかってきたと言われてきた。実際に退職金や年金の積立基金の所有権が労使のいずれにあったかを明らかにすることによって、我が国において退職時給付がどのような役割を果たしてきたかを知ることが出来よう。

4　終わりに

本稿では、結婚の相性が、蜜月経過後に変化するモデルで、離婚に影響を与えると考えられる要因の変化がもたらす効果の、均衡分析ならびに厚生分析を行った。結論としては、厚生基準として個人の事前効用を考える場合、離婚は常に効率的であり、離婚を抑制する要因は厚生上の損失を招く可能性が高いことである。この結論は、既婚者の比重をより大きく取った厚生基準のもとでは若干修正を迫られる。既婚者同士の出会いがある場合には、離婚される元の配偶者二人が被る損失を十分に考慮しなければ、離婚の便益を過大評価する恐れがある。

本稿の分析は、離婚よりも解雇の分析に応用したほうが、現実味があるかもしれない。雇用関係では、マッチの相性に関して雇用主と労働者が認識を異にするということはあまり考えられない。しかも、現実には、人員の新たな補充を伴わない解雇（いわゆる「リストラ」）が、労働者の不本意にもかかわらず、しばしば行われている。このようなことが起こるのは、賃金契約の再交渉に規制や様々な限界があり、マッチの相性の悪化にもかかわらず、高すぎる賃金が制度的に維持されているからであろう。このような場合、労働市場の調整のためには、いたずらに解雇を促進するのではなく、賃金の再交渉を可能にするような制度改革を進めるべきである。いわゆる「ワーク・シェアリング」として注目を集めている、解雇ではなく賃金切り下げによる雇用改革の方向は、このような文脈で理解されるべきである。

参考文献

[1] 社会保障・人口問題研究所「少子化情報ホームページ」
[2] トルストイ『アンナ・カレーニナ』（新潮文庫、他）
[3] 山田昌弘（1995）、『結婚の社会学』（丸善ライブラリー）
[4] Becker, Gary (1983), *A Treatise on the Family, enlarged edition*, Harvard University Press.
[5] Burdett, Kenneth, Ryoichi Imai, and Randall Wright (2000), “Unstable Relationships”, mimeo., University of Pennsylvania.
[6] Mortensen, Dale T. (1988), “Matching: Finding a Partner for Life or Otherwise”, *American Journal of Sociology*, Volume 94, S215–S240.
[7] Mortensen, Dale T., and Christopher A. Pissarides (1994), “Job Creation and Job Destruction in the Theory of Unemployment”, *Review of Economic Studies*, **61**, 397–415.